

平成29年7月18日作成

入札説明書

「公社造林地林産物販売（あやめの森）事業」

公社造林地林産物販売（あやめの森）事業については、別途の入札公告のとおり「入札参加資格の事前審査による条件付き一般競争入札」により一般社団法人わかやま森林と緑の公社が販売する。

1 入札公告年月日

平成29年7月18日

2 条件付き一般競争入札に付する物件

- | | |
|-------------|----------------------------|
| (1) 名称 | 公社造林地林産物販売（あやめの森）事業 |
| (2) 対象 | 立木（平成28年11月にプロット調査を実施） |
| (3) 所在地 | 和歌山県日高郡日高川町大字高津尾字本郷1386外3筆 |
| (4) 面積 | 15.55ha |
| (5) 樹種・林齢 | ヒノキ 46及び47年生 |
| (6) 事業概要 | 別紙「仕様書」のとおり |
| (7) 予定価格 | 公表しない |
| (8) 物件の搬出期限 | 物件の引き渡しがあった日から起算して4年以内 |

3 条件付き一般競争入札参加者の資格に関する事項

下記の「ア」から「オ」までの全ての要件を満たし、事業を効果的かつ効率的に実施することができる個人、法人及びその他団体であって、条件付き一般競争入札参加申請書を提出した者を対象に行う。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年条例第14号）の規定による木材業者等登録簿に登録されている者又は入札参加の申出手続期日までに登録されている者であること。

ウ 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成20年制定）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

エ 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

4 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

一般社団法人わかやま森林と緑の公社 森林管理課
和歌山市和歌浦西二丁目1番22号

(2) 期間

平成29年7月18日（月）から平成29年8月2日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の9時00分から17時00分まで

5 現地説明に関する事項

(1) 日時

げる場所までに持参又は書留郵便により提出するものとする。

エ 説明を求めた者に対しては、平成29年8月25日(木)までに書面により回答するものとする。

8 入札の場所及び日時

(1) 入札の場所及び日時

ア 場所

一般社団法人わかやま森林と緑の公社 1階会議室
和歌山市和歌浦西二丁目1番22号

イ 入札の場所及び日時

平成29年8月10日(木) 14時00分から

(2) 開札の場所及び日時

ア 場所

(1)のアに同じ

イ 日時

(1)のイに同じ

9 入札の方法に関する事項

(1) 入札は、所定の入札書に入札する事項を記入して行うこと。

ア 所定の入札書の様式は、入札書(様式第4号)とする。

イ 入札書には 調達業務の名称その他の必要事項を明記した上 入札者の氏名(商号(屋号)を含む。法人にあっては、その名称及び代表者の氏名。以下同じ。)を記入して押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)をしておかなければならない。代理人が入札する 場合にあっては、入札者の氏名及びその代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記入して押印をしておかなければならない。

ウ 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。ただし、入札書の入札金額は、訂正することができない。

エ 入札書を入札箱に投函した後は、入札書の書換え、引替え又は撤回をすることができない。

(2) 落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札書は、封筒に入れ密封し、その封筒の封皮には入札者の氏名、調達業務の名称及び入札年月日を表示すること。

(4) 入札の際には、条件付き一般競争入札参加資格確認結果通知書を提示し、又はその写しを提出すること。

(5) 入札及びその執行については、次に掲げる事項に則り行うものとする。

ア 入札事務(開札事務を含む。)は、会社の複数の職員により執行する。

イ 入札執行者は、入札の時間を厳守させるものとする。

ウ 入札の場所に入室する者は、原則として1入札者1人とし、入札執行者は、入札の執行に先立ち条件付き一般競争入札参加資格確認結果通知書の提示又はその写しの提出を受け、その出席を確認するものとする。この場合において、入札者の代理人は、当該入札についての委任状(様式第5号)を提出しなければならない。

エ 入札は、入札者又はその代理人が入札箱に自ら投函して行うものとする。

オ 入札書の開札は、すべての入札者の入札の完了(入札箱への投函の終了)を確認した後直ちに、入札事務を執行する職員が行い、開札の結果については、入札執行者がその場で立ち会っている入札者又はその代理人に告げるものとする。

カ 入札執行者は、入札結果について入札執行調書を作成して整理するものとする。

キ 入札執行者は、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期（中断を含む。）し、又は取りやめることができる。入札者が談合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認めるときも、同様とする。

ク その他入札の執行については、入札説明書に基づき、入札執行者が決定する。

10 入札保証金に関する事項

入札保証金は、免除する。

11 入札の無効に関する事項

入札公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の認定について虚偽の確認申請を行った者がした入札並びにこの入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。なお、公社から入札参加資格要件適格認定の通知を受けた者であっても、認定後入札参加資格の停止の措置を受けて入札参加資格の停止の期間中である者等入札時点で3に掲げる要件を満たしていない者のした入札は、無効とする。

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 所定の時刻までにされなかった入札
- (4) 同一事項の入札について、入札者又は代理人が2以上の入札をした場合のそのいずれもの入札
- (5) 同一事項の入札について、代理人が2人以上の者の代理をした場合のそのいずれもの入札
- (6) 同一事項の入札について、入札者が他の入札者の代理をした場合のそのいずれもの入札
- (7) 明らかに連合その他の不正な行為によってされたと認められる入札
- (8) 記名押印を欠いた入札書による入札
- (9) 入札金額を訂正した入札書による入札
- (10) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札書による入札
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札

12 落札者の決定に関する事項

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期し、又は取りやめることがある。

入札者が談合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認めるときは、入札を延期し、又はこれを廃止することがある。

- (2) 落札者の決定は、当公社が定める予定価格以上で、最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (3) 落札者となるべき同価の入札をしたものが2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。
- (4) 入札回数は1回とし、開札の結果、落札者がいないときは、入札条件等再検討した上で後日再度の入札を行う。
- (5) 落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が3に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないものとする。この場合において、当公社は、その契約の不締結について、落札者に対して損害賠償責任その他何らの責任を負わないものとする。

13 契約保証金に関する事項

契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

- (1) 契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上の額に相当するものでなければならない。

(2) 契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

ア 保険事業会社の保証

(3) 契約保証金は、次に掲げる場合においては、その全部の納付を免除することができる。

ア 契約の相手方（落札者）が、過去2箇年の間に国（公団等を含む）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

契約の相手方（落札者）は、契約保証金納付免除申請書（様式第7号）により、それを証する書類（種類及び規模をほぼ同じくする契約についての写し等）を提出すること。

14 契約書の要否

要

15 売買代金納入期限等に関する事項

売買代金納入期限等は、下記のとおりとする。

(1) 売買代金納入期限

立木売買契約締結の日から起算して30日以内に納付するものとする。

(2) 物件の引き渡し

売買代金を完納した日から起算して14日以内に公社が通知する「物件引渡書」(様式第8号)をもって引き渡しとみなす。

(3) 物件の搬出期限

物件の引き渡しがあった日から起算して4年以内に、物件の所在外に搬出を完了すること。

16 その他

(1) 売買物件の搬出等に際しての隣接する土地所有者等との土地利用に関する調整等については、全て落札者において行うこと。

(2) 売買物件の搬出等に際しての近隣施設管理者等との調整については、全て落札者において行うこと。

(3) その他、仕様書に掲げる事項を遵守すること。

(4) この条件付き一般競争入札及び契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

ア 名称 一般社団法人わかやま森林と緑の公社 森林管理課

イ 所在地 和歌山市和歌浦西二丁目1番22号

〒641-0024

TEL：073-448-0505

FAX：073-448-5320

メール：admin@midorikousha.jp